

周防大島町告示第86号

令和4年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年6月3日

周防大島町長 藤本 浄孝

- 1 期 日 令和4年6月10日
 - 2 場 所 大島庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

山中 正樹君	栄本 忠嗣君
白鳥 法子君	竹田 茂伸君
山根 耕治君	岡崎 裕一君
田中 豊文君	新田 健介君
吉村 忍君	久保 雅己君
小田 貞利君	尾元 武君
荒川 政義君	

○6月22日に応招した議員

○6月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和4年6月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年6月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和3年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和3年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第2号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第3号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 財産の無償貸付けについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和3年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和3年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第2号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第3号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部

改正について

日程第11 議案第4号 財産の無償貸付けについて

出席議員（12名）

1番	山中	正樹君	2番	栄本	忠嗣君
3番	白鳥	法子君	4番	竹田	茂伸君
5番	山根	耕治君	6番	岡崎	裕一君
8番	田中	豊文君	9番	新田	健介君
10番	吉村	忍君	12番	小田	貞利君
13番	尾元	武君	14番	荒川	政義君

欠席議員（1名）

11番 久保 雅己君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川	博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元	信之君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本	浄孝君	副町長	岡村	春雄君
教育長	星野	朋啓君	病院事業管理者	石原	得博君
総務部長	中元	辰也君	産業建設環境部長	瀬川	洋介君
健康福祉部長	重富	孝雄君	上下水道部長	山本	正和君
統括総合支所長	岡本	義雄君			
会計管理者兼会計課長				江本	達志君
教育次長	木谷	学君	病院事業局総務部長	大元	良朗君
財務課長	岡原	伸二君	税務課長	中村	晴彦君
商工観光課長	藤本	倫夫君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和4年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

久保議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、岡崎裕一議員、8番、田中豊文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月24日までの15日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月24日までの15日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年3月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月・4月・5月実施分）と定期監査（3月・4月・5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

続きまして、陳情・要望につきましては、受理したものはございませんでした。

次に、系統議長会関係について御報告をいたします。3月29日、山口県町議会議長会定例会が開催され、全国町村議会議長会自治功労者表彰及び町村議会表彰の伝達式があったのち、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（案）並びに新年度予算（案）を審議し、全て全会一致で可決されました。

また、当日の会議では、これまで議長会が実施してきた自治研修会と実務研修会のあり方を見

直しの上、これらを統合し新たに山口県町議会全議員研修会を行うことといたしました。さらに、議長研修視察を廃止したのは、議員各位の意欲的な研修参加による議会の活性化を図るため、全国町村議会議長会が実施する広報研修会のほか、千葉市にあります市町村職員中央研修所に、また、大津市にある全国市町村国際文化研修所で行われる研修会に参加することに対し、議員1人あたり参加経費の面で一律の金額を助成する新規事業を推進していくこととなりました。

両研修所の年間の研修日程につきましては、議員控室に計画書と合わせ御案内のパンフレットを常時備えてありますので、事前に事務局へ申し出の上、積極的な御参加をお願いするものであります。

続きまして、同日開催された山口県離島振興市町議会議長会定例会では、2月10日に私が出席した離島振興法改正・延長実現総決起大会及び離島関係の国会議員並びに各政党役員に対して行った要請活動の会務報告があるとともに、新年度予算（案）及び事業計画（案）を全会一致で可決しました。

次に、5月23日には、柳井地区広域市町議会議長会が開催され、令和3年度の事業報告及び収支決算並びに令和4年度の予算（案）を審議し、全ての議案は全会一致で可決されました。

また、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度以降中止となっている柳井広域の議員研修会についても協議がなされ、今年度は可能な限り開催する方向で進めるよう申合せの確認を行いました。開催日程が決まり次第、事務局から御案内をさせますので、全議員の参加をよろしくお願いいたします。

続きまして、全国会の関係について御報告をいたします。

まずはじめに、4月11日、全国町村議会議長会理事会が開催され、ロシアによるウクライナ侵攻に対する声明並びに北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明のほか、地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する令和4年度地方財政計画の概要等について経過報告を受け、その後に議員報酬、政務活動費の充実に向けた情報交換を行いました。

さらに、5月11日の理事会では、1点目として第33次地方制度調査会が調査した新型コロナウイルス感染症対応やデジタル・トランスフォーメーションの進展をはじめとする調査内容を、2点目にデジタル田園都市国家構想及び地方創生に関する地方6団体との意見交換の内容について報告を受けるとともに、令和3年度の事業報告並びに収支決算について審議をし、全ての議案を可決いたしました。

続いて、5月30日には、町村議会の制度・運営に関する検討委員会へ出席したのち、全国の町村議会から議長、副議長、事務局職員、総勢1,600人が東京国際フォーラムに集まり、3年ぶりに全国町村議会議長・副議長研修会が開催されました。これには、尾元副議長とともに私が参加をいたしました。

研修会においては、東京大学名誉教授の大森彌氏から二元的代表制の意義や、町村議会議員に期待する観点から町村議会のあるべき姿を。続いて、大正大学社会共生物学部教授、江藤俊昭氏による住民自治の根幹としての議会を作動させる条件整備の一つの手法として、議員報酬及び政務活動費の充実に向けた論点と手続についてを。さらに、上智大学法学部教授三浦まり氏からハラスメントの実態や、それが起きる要因と防止策等について、地方議会とハラスメントと題した講演を拝聴いたしました。

ハラスメントの問題については、内閣府男女共同参画局から政治分野におけるハラスメント防止研修教材の公表について通知文書を受領しましたので、既に議員各位のお手元にお届けしております。教材に目をとおされるとともに動画も御覧いただき、議員活動に活用されますようよろしくお願いをいたします。

翌31日は新潟市に会場を移し、全国町村議会議長会理事会、都道府県会長のほか、共済会代議員会や互助会代議員会、町村議員会館定時評議員会等が開催されました。都道府県会長会におきましては、デジタル社会の実現に向け、重点計画のほか新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応や選挙公営に関する条例の制定状況について、調査結果の概要等の報告を受け、令和3年度事業報告並びに収支決算等を審議・可決いたしました。

当日の議題の一つに、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議がございましたので、ここで要点の御紹介をいたします。

地方議会にとって議員のなり手不足が深刻な課題となっており、これを克服し議会を活性化させるためには、女性や若者など多様な人材が参画できる環境を整備することが求められています。そのためには、地方自治法に地方議会の位置づけや議員の職務等を明確に規定し、住民の代表者としての責務を果たすという役割を示すことが極めて重要であります。よって、この決議は議員報酬の改善や議会のデジタル化に向けた取組など、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会に対し、現場の声を十分に踏まえ、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等の早期実現を強く求めることとなっております。

なお、低額である町村議会の議員報酬の改善については、本町議会においても研究を重ねる必要がございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

最終日の6月1日は、新潟市内において都道府県会長の視察が行われました。はじめに、多くの美術工芸品や考古資料等を展示し、GHQ等からの援助のもと、戦後初の私立博物館として整備された北方文化博物館へ。次に、ふるさとに対する県民の意識を高め地域活性化を一層推進させることを目的に、官民一体で整備された新潟ふるさと村へ。続いて、明治16年に竣工し昭和44年、国の重要文化財に指定された旧議事堂である新潟県政記念館を、都道府県会長の皆様方と視察をさせていただき、3日間の全ての職務を終了いたしました。

最後に、町人会の関係について御報告をいたします。

例年であれば、5月に開催される東京大島ふるさと会、次に、東京東和町人会と東京たちばな会による合同総会に続いて、広島・周防大島町人会につきましては、3月定例会以降も大きな動きがなく、再開の情報を得ておりませんので、この場にてお知らせをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和4年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、5件の行政報告を申し上げます。

1件目は、新型コロナウイルスワクチン接種について御報告をいたします。

全国的に、ゴールデンウィーク明けから新規感染者が増加傾向となっておりますが、現在は減少傾向となっております。本町におきましては、4月に50人、5月に48人の陽性者が確認されており、依然として予断を許さない状況にあります。

本町における3回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、約8割強の方が接種されており、5歳から11歳の小児向け接種につきましても、令和4年3月から令和4年5月にかけて、大島郡医師会の協力のもと、希望する子供や保護者が安心して接種できる体制、こちらは小児科医や救命救急士の待機をいただくといった形式であります。各機関で御協力いただき、小児専用の集団接種を行ったところでございます。

また、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種については、3回目の接種を終了した日から5か月以上経過した方のうち、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となっております。

予約は電話とWebで受け付け、大島郡医師会の御協力のもと、個別接種と集団接種を行うこととしております。

実施時期につきましては、医療従事者の方や高齢者施設の方が令和4年6月中、そして60歳以上の一般の高齢者の方、18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方は、令和4年7月中旬から3回目を接種した順に、新型コロナウイルスワクチン接種ができるよう、現在、準備を

進めておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

2 件目は、米軍岩国基地関連について、2 点程御報告いたします。

1 点目は、岩国基地周辺における令和 3 年度の航空機騒音の状況等についてでございます。

山口県基地関係県市町連絡協議会において、令和 3 年度の騒音の検証が整理され、令和 4 年 5 月 23 日に公表されたところでございます。

はじめに、月別の W 値の推移を申し上げますと、令和 3 年度は、4 月から 5 月の値が高く、5 月末に空母艦載機が岩国を離れて以降は低くなり、特に 7 月、8 月は低い水準となりました。

一方、艦載機が帰還した 10 月以降は高い値を記録しており、特に 12 月、1 月は、4 月、5 月の値を上回る水準となりました。

その要因といたしましては、令和 3 年 4 月から 5 月は、F-22（ステルス戦闘機）の飛来に伴う 3 月からの訓練の活発化や、FCLP——こちらは、空母艦載機離着陸訓練——前後の訓練等の影響により W 値が高くなっております。

なお、5 月末から 10 月までは FCLP、そして CQ——こちらは、空母着艦資格取得訓練——が岩国基地に帰還せず行われたこと等により、低い水準となったものと考えられます。また、空母艦載機が帰還した 10 月以降は W 値が高く、12 月には F-35A（ステルス多用途戦闘機）の展開に伴う訓練が実施されたこともあり、12 月、1 月に月別最高値を示した地点が多くありました。

次に、過去の測定値等との比較で申し上げますと、前年度——こちらは、令和 2 年度——と比べ、29 地点中 28 地点で W 値が増加し、平成 30 年度以降、連続して増加したのは 6 地点で、飛行ルート近辺の基地の北東側と北西側で増加しております。また、平成 30 年度以降において、20 地点で最大値を記録しております。

移駐開始前 5 年平均との比較では、約 9 割の測定地点（22 地点中 20 地点）で W 値が増加し、基地の北西側、基地近辺の西側、飛行ルート近辺の北東側で増加し、沖合移設前 5 年平均との比較では、約 8 割の測定地点（9 地点中 7 地点）で W 値が減少しているとの検証結果でございます。

次に、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策につきましては、この検証結果を踏まえ、国に対し、特別要望や県市町連絡協議会要望等を行い、引き続き、移駐後の状況把握に努めるとともに、国や米側において、要望した取組が進められるよう県、関係市町と連携し働きかけてまいりたいと考えております。

2 点目は、市町再編交付金交付終了後の新たな交付金制度について、御報告をいたします。

新たな交付金制度については、令和 4 年 3 月の第 1 回定例会において御報告したところでございますが、そののち、国——こちらは、防衛局——より交付金制度の名称並びに今年度（令和 4 年度）の交付額の内示があり、名称は米空母艦載機部隊配備特別交付金制度で、内示額は 1 億

5,608万7,000円とのごとでございました。

この交付金につきましては、住民生活の利便性の向上や産業振興、医療、教育、子育ての充実等に取り組めるような施策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ関係各位の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上のとおり、米軍岩国基地関連について御説明いたしました。今後も継続して本議会へ報告をしてまいります。

3件目は、柳井地区広域消防本部及び柳井消防署の新庁舎建設計画について御報告をいたします。

先般、柳井地区広域消防組合より、柳井地区広域消防本部及び柳井消防署の新庁舎建設計画について報告がありましたので、その概要について御説明いたします。

御存じのとおり、柳井地区広域消防本部並びに柳井消防署は、柳井市、周防大島町、上関町及び平生町で構成する柳井地区広域消防組合の中核的な組織であり、その施設は、防災中枢機能を持つ災害対策活動拠点でございます。

現在の消防庁舎は、昭和47年3月に現在の場所で竣工し、本年で50年が経過し、これまで増築や修繕を重ね維持管理されてきましたが、老朽化が進むとともに、消防業務の複雑多様化、そして、消防技術・装備の高度化の進展、そして、緊急用車両の増加と大型化及び消防資器材の増加により、近年、施設は狭隘化しており、庁舎の更新について検討がなされておりました。

このような状況下において、令和2年度には、一般国道188号柳井・平生バイパスの整備が事業化され、現消防庁舎敷地の一部がバイパス整備用地に含まれることが明らかになり、令和3年度からは移転を含めた新庁舎建設について本格的な検討が始められ、令和3年9月に基本構想を、令和4年3月に基本計画が策定されました。

まず、基本構想では、消防需要や消防力の現状を分析し、諸課題の検討がなされ、移転候補地の選定が行われております。建設用地は、現消防庁舎の東側隣接地を確保する計画とされております。

次に、基本計画では、移転候補地での庁舎等の配置、規模、内容、機能について取りまとめられています。

建設用地においては、消防庁舎エリア・消防訓練エリア・ヘリポートエリアの3つのエリアに分けて施設整備されることとなっております。

消防庁舎エリアには、消防本部と柳井消防署機能を集約した地上3階建ての庁舎棟と、その他車両と資器材を格納する車庫棟を整備することとし、消防訓練エリアには、実践的訓練施設が整備される計画で、消防職員の訓練はもとより、消防団、自主防災組織及び自治会等の体験型訓練も可能となる予定でございます。

ヘリポートエリアには、消防防災ヘリやドクターヘリが常時離発着できるヘリポートが整備される計画となっていますが、建設予定地周辺は豪雨や台風の際の浸水想定区域に指定されていることから、地盤レベルを海拔2メートル以上に、庁舎1階床レベルとヘリポート離着陸体を海拔3.5メートル以上にかさ上げすることとされており、浸水等による停電対策として、受変電設備・自家発電設備を庁舎屋上に配置するとともに、庁舎1階並びに庁舎外のコンセントの位置を海拔4メートル以上に整備することとされています。

総事業費につきましては、概算で約22億円で、その財源に緊急防災・減災事業債（起債充当率が100%、交付税措置が70%とされております）、こちらを活用するとともに、国道188号バイパス整備による庁舎移転に係る費用の一部を国土交通省の補償金も充当する計画となっております。

事業スケジュールといたしましては、今年度は、用地測量や地質調査などの調査業務と基本設計業務を行い、令和5年度は、実施設計業務と造成設計業務を行い、令和6年度からは造成工事、建築工事に着手し、令和7年度末に竣工させる計画となっております。

以上のとおり、柳井地区広域消防本部及び柳井消防署の新庁舎建設計画について御報告いたしますとともに、町民並びに議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

4件目は、旧安下庄中学校跡地利用者の決定について御報告をいたします。

令和4年第1回定例会におきまして、旧油田小学校における財産の無償貸付けについて御議決をいただいたところでございます。

財産の無償貸付けについては、地方自治法第96条による議決事件の規定に基づきますが、同条第1項第6号では、条例で定める場合を除くと規定されており、周防大島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号の他の地方公共団体において公用の用に供するときの規定により、旧安下庄中学校につきましては、山口県を跡地利用者として決定したため、このたび報告をするものでございます。

旧安下庄中学校は、令和3年4月の中学校統合により閉校しましたが、校舎等の跡地利用につきましては、議会における地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の御意見を反映し希望者を募り、3件の提案がございました。

その後、2回の検討委員会と橘地区の住民を対象とした地域説明会を開催し、山口県の提案を採用することに御承認いただいたところでございます。

具体的な活用についてですが、山口県立周防大島高等学校が展開している地域と密着した教育活動、島・学・人プロジェクトの深化と魅力向上を図るため、第2校舎、第2グラウンド、第2体育館として、令和4年4月より利用を開始しております。

また、昨年度公募した残る1校、旧椋野小学校につきましては、1件の提案がございましたが、

検討の結果、不採用となりましたことをあわせて報告させていただきます。

5件目は、令和3年度周防大島町各会計決算見込みについて、御報告をいたします。

令和3年度の一般会計及び企業会計の病院事業特別会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。

いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は、8億800万円の黒字が見込まれる状況にあります。

また、特別会計につきましても、黒字、もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。これは町民の皆様、議員各位の御理解と御協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第でございます。

現在は、決算書の調製作業を進めており、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただく予定としております。

以上、行政報告を5件させていただきました。

それでは、提案議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件3件、補正予算に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの2件、財産の無償貸付けについて1件のあわせて7件であります。

報告第1号は、令和3年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、令和3年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について、事故繰越し繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第3号は、令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第1号は、令和4年度一般会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に7,844万4,000円を追加し、予算の総額を141億7,067万9,000円とするものでございます。

議案第2号は、周防大島町税条例等の一部改正について、地方税法等の一部改正等に伴い所要の改正をするものであります。

議案第3号は、令和3年12月24日に公布している周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正し、仮称としている統合小学校の名称を正式名称にしようとするものであります。

議案第4号は、財産の無償貸付けについて、旧田布施農業高等学校大島分校のボイラー室を含

む温室を無償貸付することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参加が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、地方自治法の規定により、町が出資しております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をお手元に配付しておりますので、御高覧賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告及び議案説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号令和3年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第7、報告第3号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号令和3年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました令和3年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額5億9,276万2,000円に対し、5億5,045万2,000円を繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源につきましては、3ページの繰越計算書に記載しておりますので、御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

次に、報告第2号令和3年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について御説明をいたします。

本件について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書により御説明をいたします。

9款教育費の小学校管理事務局経費は、久賀小学校引込高圧線などの改修において、全国的な資材不足により材料の高圧ケーブルの調達に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となった

ため事故繰越しをするものでございます。

10款災害復旧費の現年度河川補助災害復旧事業は、令和2年度から繰越した竹迫川河川災害復旧工事において、復旧箇所に沿った農道の破損状況が工事車両の通行に耐えられないことが判明したため、工事用仮設道路設置のための地権者との交渉や工事発注にかかる工事用仮設道路の設計内容の変更に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため事故繰越しをするものでございます。

以上、2事業、6,941万7,000円を事故繰越しすることについて、御報告をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 報告第3号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

今回の予算繰越計算書は地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度予算に定めた建設改良に要する経費の一部を翌年度に繰越したものでございます。

3ページ目を御覧ください。

繰越しました事業は、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道施設機能保全事業で、その繰越額は合計欄に記載のとおり6億8,179万5,000円で、財源内訳は表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第8. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、7,844万4,000円を追加し、予算の総額を141億7,067万9,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種にかかる接種対策費負担金2,019万2,000円の追加計上でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、令和3年度で終了いたしました防衛省再編交付金の後継制度であります米空母艦載機部隊配備特別交付金2,000万円を計上し、油田漁港高潮対策事業の財源としております。

2目民生費国庫補助金は、低所得のひとり親世帯及びひとり親世帯以外に対し、対象児童1人あたり5万円を給付する事業にかかる事業費補助金及び事務費補助金として、合計1,675万6,000円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種にかかる接種体制確保事業費補助金1,013万6,000円の計上でございます。

4目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の追加内示に伴い500万円の追加計上でございます。

6目消防費国庫補助金は、高潮ハザードマップ作成事業の財源の一部が国庫補助金から県補助金に変更となったため、52万円の減額でございます。

12ページをお願いいたします。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の追加内示に伴う計上でございます。

6目消防費県補助金は、先ほど御説明いたしました高潮ハザードマップ作成事業の財源変更に伴う計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を151万円取り崩し、財源調整を行うものでございます。

また、21款町債1項町債1目農林水産業債3目過疎対策事業債は、海岸保全施設整備事業等の事業費の調整に伴う計上でございます。

13ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍事務にかかる会計年度任用職員の任用による報酬及び旅費の計上でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費について、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業（新型コロナウイルス対策）と、14ページのひとり親世帯以外生活支援特別給付金事業（新型コロナウイルス対策）は、全額国庫負担による事業でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、対象

児童1人あたり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。

これらの事業の経費として、合計1,675万6,000円を計上しております。

なお、支給対象者につきましては、13ページのひとり親世帯の事業は、児童扶養手当受給者等となり、14ページのひとり親世帯以外の事業は、児童手当または特別児童扶養手当受給者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯となっております。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種にかかる新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費として、3,032万8,000円を計上いたしております。なお、4回目接種の対象者につきましては、3回目の接種を終了した日から5か月以上が経過した60歳以上の方、及び18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。

16ページをお願いいたします。

5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として、油田漁港高潮対策事業にかかる設計業務委託料2,000万円の計上でございます。4目海岸保全事業費は国庫補助金の追加内示に伴い、志佐漁港海岸保全施設整備工事費及び三浦漁港海岸赤松護岸メンテナンス工事費1,000万円の追加計上でございます。

6款商工費1項商工費3目観光費は、ゆめはな開花プロジェクト推進事業（商工）におきまして瀬戸内アルプス縦走イベントを実施する予定でございますが、町が実施主体となっていくこととなったため、予算を補助金から委託料へ組み替えるものでございます。

17ページの8款消防費1項消防費4目災害対策費は、高潮ハザードマップ作成事業にかかる財源の変更でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

5ページは地方債の補正でございます。海岸保全施設整備事業等の事業費の補正に伴う水産業債、過疎対策事業債の限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず歳入の米空母艦載機部隊配備特別交付金っていうのがありますが、内示は1億5,600万円ということで、今回2,000万円。この内示額の交付基準と言いますか、その辺と、今回この2,000万円が交付されたという、その経緯というか、その算定、何で2,000万円かというところを簡単に結構ですので、御説明ください。

それから歳出のほうで、戸籍住民基本台帳一般管理経費で、これ会計年度任用職員を雇用するのが、新規にということなんだろうと思うんですが、これの理由を説明してください。

それから、ひとり親世帯の給付金、これの対象世帯数と、ひとり親世帯とひとり親世帯以外というのがあるので、先ほどの御説明では対象者が違うと、住民税非課税世帯がひとり親世帯以外になるということだと思いますが、これ重複はないということでもいいのか、もう1回簡単に結構ですので、ひとり親世帯とひとり親世帯以外とどこが違うのか、補足をお願いします。

それと新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業で、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種のためというのは分かるんですが、予算に——すいません、これはさっきの給付金のほうですね。給付金のほうで、ちょっと戻りますが、時間外勤務手当が42万円、それぞれ計上してあります。会計年度任用職員の給料、これはどうなるのか、ちょっと体制が、要するに新たに事務量が増えるっていうのは分かるんですが、事務量が増えるから会計年度任用職員を雇用するというのは分かるんですが、当初からこの時間外勤務手当を計上してあるということは、ちょっと体制の持ち方としてどうなのかなと思うんですが。

まずこの生活支援特別給付金、どれぐらいの事務量っていうのは難しいから、例えばどれぐらいの期間でこれを処理して、そのために会計年度任用職員が何人要って、時間外勤務がどれぐらい必要なんですよというところを分かりやすく、この見積りの根拠っていうんですか、そこをちょっと御説明してください。

それと、今のこの新型コロナウイルスワクチンの件なんですけど、こちらは超過勤務手当はないようですけど、予算に関連して、前々から申し上げていることですが、情報提供のあり方。今回も予約受付システムで受付は外注されるということだと思いますが、その情報提供の、ホームページなんですけど、ホームページだけじゃないんですけど、例えばホームページについては必要な情報になかなかとどりに着かない。新型コロナウイルスワクチン接種の予約のページはいいと思うんですが、その他の情報がなかなか、例えばPCR検査のこと、県が実施するものとか、そういうことへのアクセスが非常に悪い。

ホームページを見てもらうと、いろんな情報がトップページにバーっと出てくる。それだけでもまだ改善、少しずつ改善はされているんでしょうけれど、すぐにでもできることがあるだろうと思うのに、最初から申し上げていますが、なかなか改良されない。システム上の問題もあ

るのだらうと思いますけれど、やはり今回の新型コロナウイルスワクチン接種4回目ということにもなりまして、改善できる点がもっとあるんだらうと思うんですが、その辺についてなぜできないのか。もちろんその必要性は、これまでも何回も申し上げているから理解していただいていると思うんですが、それがなぜできないのか、何か理由があれば、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） はじめに、田中議員から御質問いただきました。米空母艦載機部隊配備特別交付金についての算定基準等についての御質問にお答えいたします。まずこの米空母艦載機部隊配備特別交付金の算定基準についてでございますが、米空母艦載機部隊配備特別交付金につきましては、空母艦載機部隊が配備されております防衛施設周辺市町、これは岩国市と周防大島町、和木町及び大竹市となっておりますが、その2市2町を交付対象として当該部隊の活動等が周辺地域に及ぼす影響等を考慮し、国において毎年、年度ごとの交付額を決定することとなっております。その交付額、国からの決定を受けた金額が、先ほど申し上げましたとおり1億5,608万7,000円という内示額をいただいているところでございます。

次に、戸籍住基班の、すいません。戸籍住基の関係で、会計年度任用職員を採用されている、予算計上している根拠についてでございます。このたび、戸籍住基班の職員の1名が令和4年5月末で退職をしたことに伴い、会計年度任用職員を採用し、事務の補助を行ってもらうための予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、田中議員の御質問についてお答えをさせていただきます。まず対象者でございます。ひとり親世帯のほうが87世帯、136名でございます。それからひとり親世帯以外、こちら136名でございます。こちらは世帯としてはカウントをいたしておりません。

それから、会計年度任用職員でございますが、これ給料、通勤手当のほうでございますが、ひとり親世帯につきましては令和4年7月から令和4年10月の4か月、ひとり親世帯以外につきましては令和4年8月から令和4年11月の4か月を予定しております。

それから、対象者でございますが、まずひとり親世帯のほうでございます。まず1といたしまして、令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方、それから2といたしまして、児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回っておりますが、公的年金等で受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、また令和4年4月の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受

給している方と同じ水準となっている方でございます。

次に、ひとり親世帯以外でございますが、1といたしまして、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給しており、令和4年度分の住民税均等割りが非課税の方、また令和4年3月31日現在で18歳未満の子、障害児につきましては20歳未満の養育者であって、令和4年度住民税均等割り非課税者か新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割りが非課税である者と同様の事情にあると認められる者となっております。

情報の提供、情報の発信のほうでございますが、田中議員のほうから御提案をいただいております。今後、見る方の立場になって必要な情報を見やすく、分かりやすくなるように改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） もう1点、すいません、田中議員からホームページの全体的なことについて答弁が漏れておりました。ホームページの賃貸借契約につきましては、平成31年の3月1日から令和6年2月29日までの5年間と、今契約をしております。このため、令和5年度中にシステムの開口実施をする予定としております。それに合わせて次期システムについて、以前からも田中議員からいろいろ御指摘をお受けしておりますので、そういったことも踏まえて、より町民の方に分かりやすいような取組みをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 米軍の米空母艦載機部隊配備特別交付金のことでもう1点ですね、今回2,000万円の予算が補正で計上されている、これは今回の交付決定が2,000万円だったということなのかどうか、ちょっとその辺もお聞きしたんですが、もう1回答弁をお願いします。

それと、戸籍住基班の職員が退職されたということで、その補充ということなんですが、これは当面の措置ということでよろしいのかどうか。私は戸籍——ほかの事務も一緒なんですけれど、戸籍は特に旧東和町の所有者の間違いの件もありまして、一般の町民の方の情報を扱うところなんで、非常に重要なことでもあるし、先般の旧東和町の件などもあって、やっぱりそこは、逆に言えば体制を強化してもいいぐらいだろうと思うんですが。これが当面の、その退職者の補充のためというか、そのための当面の措置ってということだったらいんですが、この体制でずっといかれるつもりなのかどうか、その辺をちょっと今後の見込みっていうんですか、どれぐらいの期間、例えば会計年度任用職員ですから1年という期間があるのかもしれませんが、どういう

体制でされていこうとしているのか、その辺を御答弁ください。

それと生活支援特別給付金について4か月、両方とも4か月分の超過勤務が見込まれていると。ちょっといきなり始める前から超過勤務対応っていうのがどうなのかなと思うんですが。結局、そうでないと対応できないのか、ある程度余裕っていうんですか、その見込みのレベルで予算を組んでいるっていうことなのか、ちょっとその辺、なぜこの4か月分で、両方で84万円ですか、同額になっていますけれど、42万円ずつ組んであるということが、どういう体制で臨もうとされているのか、もうそれはやむを得ないことであるのか。事務をやって、結果として超過勤務が発生しましたというなら、仕方ないっていう面もあるんでしょうけれど、始める前からこの超過勤務でやりますよというのは、人事管理の面も含めていかなものなのかなという気がしますが、その辺、どういう根拠で積算をされたのか、もう一度御答弁をお願いします。

それともう1点、ゆめはな開花プロジェクトについて、町が実施主体となったから予算組替えていうんですか、費目を変えましたよということだったんですけれど、これどういう理由で町が実施主体となったと、どういう経緯とどういう理由で、そこをちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） すみません、1件漏れがありました。どうもすみません。米空母艦載機部隊配備特別交付金の今回2,000万円を計上した理由でございますが、これまで再編交付金を活用して実施しておりました油田漁港高潮対策事業は、引き続き実施していく予定としており、このたび補正予算で測量設計業務2,000万円を計上させていただいております。その他の事業につきましては、先ほど町長が行政報告で申し上げたような事業を取り組んでいきたいと考えております。それらのことにつきましては、後ほどまた……。

それと戸籍住基班の会計年度任用職員の関係について、このまま当面この体制でやっていくのかというような御質問でございました。これも人事案件になりますので、ちょっとここで私が明言するのは避けたいと思いますが、当然、町が策定しております定員適正化計画に沿った職員の人事配置につきましては、やはり現在、職員数の計画には達していないというような状況でございます。そういったことを踏まえて、令和4年10月1日の新規職員の採用の募集をかけております。その募集をして、当然、試験等がございますので、そういったこと踏まえて採用をしたのちに全庁的な職員の配置状況を考慮しながら、人事のほうは進めていかなければならないと考えております。

確かに、田中議員がおっしゃるとおり町の業務で、全ての業務においては大変重要でございます。特に戸籍関係につきましては間違えが許されないというような業務でございますので、そういったことも考慮しながら適正な定員管理に努めてまいりたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。先ほどちょっと私のほうが答弁させていただきましたのは、会計年度任用職員の関係でございまして、給料、それから通勤手当に関するものでございます。今、田中議員から御質問がございましたのは時間外手当のことだと思います。こちらにつきましては、ひとり親世帯につきましても、ひとり親世帯以外につきましても、令和4年6月から令和5年3月ということで、それぞれ職員がおりますので、職員の時間外手当ということでそれぞれ見込んで計上いたしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問のゆめはな開花プロジェクト推進事業を町が主体となってやるための組替えについての御質問についてですが、このゆめはな開花プロジェクト推進事業というのは、令和2年度から毎年実施をしております、実は令和4年度が最終年度となっております。令和2年度、令和3年度については、やはり同じイベントを企画しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、イベントは行わず、登山道や遊歩道への看板設置にとどめてまいりました。

令和4年度、今年度ですね、当初予算計上時にもまだイベントは難しいのではないかという判断に基づきまして、現在、観光協会が山歩きイベントを、イベントと言いますか、山歩きのイベントに対してグッズやパンフレットの作成をしておりますので、そこへの補助金として実施しようと考えたところであります。しかし、予算計上時以降、この新型コロナウイルス感染症に対する考え方、その対応の仕方が変わってきたと判断しております。屋外のイベントでもあり、人数も30人程度であるということ想定して考えますと、実施に踏み切ろうという考えに至ったものですから、このたび組み替えて、その瀬戸内アルプス縦走イベントを実施するというので、今回組替えの補正予算を計上させていただきました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 米空母艦載機部隊配備特別交付金について、ですからこの2,000万円っていうのは、交付決定は1億5,600万円とされているということでよろしいんですかね。今回、今2,000万円、いろんな事業の継続性の関係で2,000万円ほど予算を上げたということですね。

戸籍住基班の職員については、ちょっとはっきり分からないんですけど、要するに今回の会計年度任用職員の充当は暫定的な措置であるということによろしいのかどうか、そこをちょっともう1回御答弁ください。

それと生活支援特別給付金の時間外について、令和4年6月から令和5年3月まで、今年度中の予算っていう御説明だったと思うんですが、先ほどの答弁では結局4か月で給付金の事務につ

いては4か月を想定しているということだったと思うんですが、給付金の事務は4か月だけれど、この超過勤務は約1年分という、そこは4か月で済むんなら4か月分の超過勤務対応が、あらかじめ組むということなのかどうなのかとは思うんですが、それにしても4か月分の事務を想定しているんなら、4か月分の超過勤務手当を組むっていうなら、まだ分からないでもないんですが、その辺はちょっともう1回、どういうことなのか。なぜこの42万円という、84万円の超過勤務手当が組んであるのかと、その積算根拠を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の戸籍住基班の職員の関係でございます。先ほど御説明したとおり、やはり町の職員の定員適正化計画に沿った職員の配置を考えていかないと、というのが基本でございます。このたび全庁的に見ますと、やはり職員の人数は計画に達していないというような状況でございます。ということは、それぞれの各部署においては、やはり職員の配置がいないところも見受けられるような状況でございます。ですので、全庁的な考えのもと、要は令和4年10月の職員採用する人数等も考えながら、全庁的に配置を考えていかないといいないというふうに考えております。

しかしながら、先ほど田中議員の言われるように、戸籍というのはやっぱり大変貴重な、重要なセクションでございますので、そこはやはり重点的に考えていくべきであろうというふうに私は考えております。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。先ほど申しあげました4か月と申しあげますのは、会計年度任用職員を雇う期間、こちらでございます。事業自体は令和5年3月末まででございますので、時間外勤務手当につきましては職員分でございます、令和4年6月から令和5年3月で時間を見込んで計上してあるというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、ほかに質疑はございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ゆめはな開花プロジェクト推進事業について、1点質問したいと思います。

このプロジェクトの具体的な内容について、教えていただければと思います。

今回、240万円弱計上されていて、先ほどのお話で30人程度の参加ということで、ちよっ

とこの内容について教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） ただいま御質問いただきました事業の内容ですが、主に2つを計画しております。

1つは先ほどお話のありました瀬戸内アルプス縦走イベント、4つの山を縦走イベントするんですが、特に今回考えておりますのが、文珠山の登山道を整備するイベント、これは30名程度ボランティアを募集して、有識者の指導のもと、整備をしながら縦走していただく事業、こちらを考えております。大体、こちらはその材料費であるとか、ボランティアですので、いろいろ事業にかかる材料費などを含めまして、約100万円ぐらいを考えています。

もう1点、GPS登山アプリを活用して、本町の山々を歩いていただいた方にピンバッジ等をプレゼントする企画を1つ考えているんですけど、それとは別に、あわせて縦走していただいて、かつ町内の宿泊施設に宿泊をいただいたお客様にオリジナルの手ぬぐい等、今具体的にはまだ決めておりませんが、オリジナルグッズをプレゼントできればと、こちらのほうがまた約100万円、あと事務費等いろいろ込み込みで約230万円の事業費を計上することとしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） よく分かりました。240万円弱で30人というと1人8万円という大体の計算になりまして、そうすると、ちょっとそれはどういう使われ方をしているのかと疑問を持つ方もいらっしゃると思います。今のお話でよく分かりました。ぜひこの240万円弱を有効に使っていただいて、新たな集客につなげていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第2号

日程第10. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第2号周防大島町税条例等の一部改正についてと日程第10、議案第3号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号及び議案第3号について一括して補足説明をいたします。

まず、議案第2号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分として御承認いただいた令和3年4月1日に施行するもの以外のものについて、周防大島町税条例等の一部改正をするものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、納税証明書の交付手数料、固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、法律改正にあわせて改めるものであります。

2点目といたしましては、所得割の課税標準、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除及び上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、法律改正にあわせて改めるものであります。

3点目といたしましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申請書及び個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申請書について、法律改正にあわせて改めるものであります。

4点目といたしましては、住宅借入金等特別税額控除について、法律改正にあわせて改めるものであります。

その他、法律、政令改正等にあわせた改正や、条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、御説明をさせていただきます。

7ページ、第1条による改正、上段、条例第18条の4の（納税証明書の交付手数料）についてでございますが、法第382条の4の規定により証明書に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でござい

ます。

これは、不動産登記法の改正により、DV被害者等である旨の申出を登記所に対して行った場合、その者の登記事項証明書には、登記簿上の本当の住所ではなく、住所に代わる事項（ダミー住所）が記載されることになり、町に対して登記所から通知される登記済み通知書には、本当の住所とダミー住所の両方が通知されることになりましたが、この場合において地方税法等の改正により、町が台帳の閲覧や記載事項証明書の発行を行う際には、登記所における対応と同様にダミー住所を記載しなければならないこととなったため、改正するものでございます。

7ページ中段、条例第33条（所得割の課税標準）及び8ページ中段、条例第34条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）についてでございますが、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するという、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、現状では、上場株式等に係る配当所得等につき、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっていますが、今回の改正は、この上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させるものでございます。

8ページ下段から9ページ上段にかけての、条例第36条の2（町民税の申告）についてでございますが、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を法律改正にあわせて整備するものでございます。

9ページ下段、条例第36条の3の2（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）及び10ページ中段、条例第36条の3の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）についてでございますが、これは法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、給与所得者または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族申告書または公的年金等受給者の扶養親族申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとしたものでございます。

10ページ下段、第73条の2（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）及び11ページ上段、第73条の3（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）につきましては、7ページ上段、条例第18条の4（納税証明書の交付手数料）の改正と同様に、法第382条の4の規定により、当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でございます。

11ページ中段、附則第7条の3の2及び14ページ上段、附則第25条（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）及び附則第26条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）についてでございますが、所得税において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限、現行は令和3年12月31日ござい

ますが、これを令和7年12月31日まで4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、控除期間を13年としたため、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除について、所要の措置を講じるものでございます。

11ページ下段、附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）につきましては、7ページ中段、条例第33条（所得割の課税標準）及び8ページ中段、条例第34条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）の改正と同様の趣旨で、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するというものでございます。

12ページ下段、附則第20条の2（特約適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）及び13ページ上段、附則第20条の3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

14ページ、第2条による改正についてでございますが、第1条による改正で、10ページ中段、条例第36条の3の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）が改正されたことにより、既に令和3年に一部改正済みの条例の規定の整備が必要となったものでございます。

次に、議案第3号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

周防大島町立森野小学校及び周防大島町立城山小学校の2つの小学校統合にかかる本条例の一部改正については、令和3年第4回周防大島町議会定例会において小学校統合の御議決をいただき、仮称として学校名を定めているところでございます。

来年度の小学校統合にかかる本格的な準備につきましては、本年2月から、関係校の先生方、育友会関係者、学校運営協議会会長などの方々に構成する小学校統合準備委員会において、数多くの協議調整を行っているところでございます。

統合小学校の正式名称の選定につきましては、小学校統合準備委員会による協議の結果、東和地区に限定しての一般公募を行い、応募のあった60件の中から小学校統合準備委員会総務部会の協議により5案に絞り込み、その後、同じく東和地区の関係者の方を対象に校名アンケート調査をいたしました。

小学校統合準備委員会では、このアンケートの集計結果を基に校名候補を選定し、周防大島町教育委員会がその報告を受けたところでございます。

その後、周防大島町教育委員会会議で審議するとともに、町長が主宰する周防大島町総合教育会議の協議で周防大島町立東和小学校と最終決定をしたため、令和3年12月24日に公布している周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正条例の一部を改正し、仮称としている統

合小学校の名称を正式名称にしようとするものでございます。

なお、本条例につきましては、統合小学校が開校する令和5年4月1日より前に施行させる必要がありますので、公布の日から施行させるものでございます。

以上が、議案第2号及び議案第3号の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） このたびの税条例の改正の内容の中の一部について質問がございます。まず、どういった質問かというのをお伝えするために、ちょっと順を追ってお話をさせていただきます。

まず、以前より住民基本台帳事務におけるDV等支援措置というのが行われております。これは、DVやストーカーや児童虐待などの被害者が加害者から例えば距離を取るために転居した際など、住所がバレないように役場に申し出をするという仕組みです。

申し出が認められたら、もし加害者が被害者の住民票や戸籍の附票の写しを請求したとしても、役場がそれを制限したり、拒否することができるというものと理解しております。

先日の令和4年5月臨時会でも税条例の改正がございましたが、その根拠となった地方税法の改正により、この支援措置を取る事務範囲が住民基本台帳の事務に加えて、固定資産税事務にも広げられたと理解しております。

加害者等から固定資産課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付申請があっても、被害者の住所を削除するなどして知られないようにする。その場合も通常どおりの手数料を徴収するというのが前回の条例改正の内容だったかと思えます。

そして、今回の税条例改正の発端となる、この該当部分についてはですけど、その発端となるのが不動産登記法の改正です。

そもそもこの登記法の改正の目的は、所有者不明土地を生まないために、相続や住所変更登記を義務化するということだと思えますが、こちらもDV等被害者支援措置として、本当の登記は現住所ですけれども、対策としてダミー住所も登録して、加害者が閲覧などする際は、そちらを出すということになるということなんだと思えます。

固定資産課税のために登記所から町に提供される登記情報には、本当の住所とダミー住所が両方記載されることになるという御説明だったかと思えます。

これを受けて、地方税法が改正されて、町が固定資産税の台帳閲覧や記載事項証明書を発行する際にも、同様にダミー住所を示すことになったと、そういう改正がまず地方税法であったので、

それに伴って町の税条例をダミー住所を示す場合であっても、通常と同じ手数料を徴収しますということにするというのが、今回の改正案かと思います。

ここからちょっと質問なんですけれど、まずこうなると、登記所からダミー住所が通知されたものについては、加害者とされている人以外が申請したとしても、ダミー住所が示されるのか、加害者からの申請にのみダミー住所が示されるのか、こちらがちょっと分からなかったので教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 晴彦君） 白鳥議員の御質問に回答させていただきます。

このダミー住所というのが、例えば申請されて来られた方が、その方の代理人、例えば弁護士とか、そういう方であれば、そもそもダミー住所を書く必要もなく、本当の住所をということになりますけれど、例えば委任状を持って——全く関係ない人だったら委任状を持ってこないと思うんですが、委任状を持って来られた場合には、やっぱり町としてはケース・バイ・ケースで判定していかなくちゃいけないかなと思います。

施行が今、現時点で令和6年4月1日施行となっているので、まだ日がありますので、国の意向としては、まずはこういうことで周知は図るよということと、あと運用については、これからおいおい、またいろいろと国のほうからの指導等もあると思うし、我々からの意見聴取等そういうものも出てくるのではないかと思います。

これちょっと回答になったかどうか分かりませんが、そういうような形で、令和6年4月1日施行の段階では、きちんとした形で対応できるようになるのではないかと、今思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

危険な相手というか、加害者ということで、措置が取られている人以外の場合は本当の住所も出すこともあり得るというお話だったかと思います。

ちょっと読んでいてこんがらがったのが、加害者から固定資産課税関係の閲覧とか、証明書交付の申請があったときに、前回の改正だと拒否したり、住所を削除したりしたものを示すということだったけれど、今回の改正になるとダミー住所を示すという場合もさらに出てくるとなると、ちょっと現場が混乱するのかなと思いましたので、またこちらのほうの施行自体がもうちょっと先ということなので、ぜひそのあたりが複雑ではないような形で整理されることがいいのかなと思いました。

また、前回の地方税法の改正により、申し出を受理する自治体、住民票の登録がある自治体、そういったところが支援措置の申し出を受理することになるかと思うんですけれど、その自治体

と固定資産のある自治体との情報共有、連携が必要となってくるというのが前回の令和4年5月臨時会の改正だったかと思うんですけど、このときどういった流れで、その固定資産があるところを把握するのかなとちょっと疑問だったので、総務課の戸籍住基班の方にちょっと教えていただきました。

支援措置申出の様式に、令和6年4月1日以降は、ほかの自治体に固定資産がある場合は、その情報も記載する欄が加わって、それを基に支援措置を決めた自治体の戸籍住基担当の部署から固定資産のあるほかの自治体の税務担当部署へ情報が提供されて、そちらの固定資産の情報を管理するところでも支援措置が適応されると、そういった流れになるというふうに、戸籍住基班に教えていただきました。

今回の不動産登記法の改正と地方税法改正によっても、登記所のほうに申し出が出されて、それが受理された場合は、ダミー住所も合わせた形で措置の必要な対象者の情報というものが固定資産情報とともに町のほうに提供されると、それに基づき措置を行うように町のほうでも措置を行うようになるということですが、反対に、例えば町が支援措置の申し出を受理した場合に、あそこの固定資産もちょっと情報があるんで隠したいと、そういったのが町に出された場合に、その情報を反対に、自治体のほうから登記所のほうに情報提供し、それに基づいて登記所のほうも支援措置を行うという、逆の情報の流れのパターンというのもできているのか、これからできるのか、分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 晴彦君） 白鳥議員の御質問にお答えしますが、実を言いますと、その点についてまだ正直はっきりしていないところがありますけれど、今のところは戸籍住基のほうから登記所のほうに情報を流すというのではないと思います。ただ、今、白鳥議員がおっしゃられたように、よその市におられる方で周防大島町に土地をお持ちになっている方についての住基上の事務でのDV被害者に対する支援措置によって、おおよそのものはカバーできるのではないかなということをおもっています。

この登記所のほうがそういうことを始めるのが、先ほども申しましたが、今のところ令和6年4月1日施行です。その辺からすり合わせがまた出てくるのではないかなと、ちょっと答えになっていないので申し訳ないんですが、そういう状況ではないかなと、今思っています。

○議長（荒川 政義君） いいですか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

これから詰めていく可能性があるということだったのかなというふうに受け止めたんですけども、町が行うそういった固定資産税の情報のこととか、住民票の情報というのはかなり限られた人しか、そもそも申請したりすることができないというものですけれども、登記の関係はある

程度誰でも見ることができるものになるのだろうと思うので、今後そういったすり合わせがある際には、そういったこちらでしかまだ把握できていない情報をいち早く、そういったところにも提供して、被害者の情報が該当の人に伝わらないような体制をしっかりと、網目を張るということが必要なのかなと思ったので、その点、もし何かやり取りがある機会があれば御提案いただけたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） それは、今のは要望ですか。白鳥議員に教えてほしいという。（「要望です」と呼ぶ者あり）要望ですね。はい、了解。

ほかに、議案第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この議案は、今回、令和3年12月定例会で可決した条例改正した周防大島町立東和小学校（仮称）を正式なというか、仮称を取るという議案ということなんですが、そういう議会の議決の手続というんですか、それをどういうふうな——私の印象というか、考えとしては、今回のこの正式名称での議案が出ればよかったんじゃないかなと思うんですが、その令和3年12月定例会に一旦仮称で議決を取って、その後何らかの議会の議決がないとできないプロセスが、手続があって、それで今回の議案になったのか、ちょっとその辺の御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

先ほどの副町長の補足説明と内容がちょっと重複するようになるかもしれませんが、まずおっしゃられましたように、令和3年12月定例会に提出した周防大島町立小学校及び中学校の設置条例、これの一部改正の議案については、今の周防大島町立森野小学校と周防大島町立城山小学校の統合について御審議いただき、東和地区に1つの小学校にしたいという議案について、御議決をいただいたものでございます。

この両校については、令和3年4月の中学校統合と同様の形で、中学校統合については3校の中学校が1つになったというふうな形で、今回と同様の形を取らせていただいたんですが、今回議案を提出しているこの東和地区の小学校統合についても、同様な考えでございます。

同時期に周防大島町立油田小学校が周防大島町立森野小学校と統合しましたが、これについては周防大島町立油田小学校が周防大島町立森野小学校に引ついたという形での議案提出でございましたので、周防大島町立油田小学校が閉校したということのみの議案提出でございました。

その後、実は令和3年12月定例会で御議決いただいた後に、小学校統合準備委員会を設置いたしまして、この当委員会で新しい東和地区の統合校の名称についてに関することの協議を行いまして、東和地区の唯一の学校になるということもございまして、その小学校統合準備委員会の中で、そういう東和地区の地域住民によって、学校名を選定しようではないかというふうなことになりまして、小学校統合準備委員会で定めた学校名について、周防大島町教育委員会会議、また周防大島町総合教育会議で審議して、町としての新しい学校の名称を周防大島町立東和小学校と決定いたしましたので、このたびさきの令和3年12月定例会の一部改正条例、仮称でございましたが、それについて正式名称である周防大島町立東和小学校という形での、今回条例の提出ということで、2回の議案提出ということになってしまいました。このための統合小学校の名称についてお諮りをするものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分からないんですが、要するに小学校統合準備委員会を開催するために、議会の議決というのが必要だったのかどうか、今の御説明を受けて言えば、そういうことが必要だったのかどうか、必要がなければ施設の設置条例に関する改正ですので、正式に名称が決まった段階で議会に議案として出すべきものじゃないのかなという疑問で、先ほどの質問をしたので、その辺何かこういう2段階のステップを取らなきゃいけないという理由があれば、ちょっとそこを説明していただきたかったんですが。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 2段階になった理由というのは、また繰り返しのなってしまいますが、まず東和地区の2つの小学校について統合したいという意味での学校の設置条例の改正、今は東和地区には周防大島町立森野小学校と周防大島町立城山小学校と2校ありますので、それを1つにしたいということで、皆さんにお諮りいたしまして御議決をいただいた。その後、1つになることについて御議決をいただきましたので、小学校統合準備委員会という組織を設置しまして、それからそこで新しい統合校の、要するに2つを1つにするための議決をいただいたので、それについてその新しい学校名を決定をしたということで、2段階の形になってしまったということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに言われることは、令和3年12月定例会は統合の意思決定をするための議案でしたと、今回は名称が正式に決まったので、その名称のための議案ですと、ただ意味は分かるんですが、今後はないことを望むんですが、またあることもありますし、やっ

ぱり議会の条例として、学校に限らず施設の設置条例を改正するという事は、今回の議案にその統合の意思決定も含まれている、包括されているはずなんですよ。そうしないと、結局、例えば小学校統合準備委員会を設置するために議会の意思決定が必要なんですよというのがあればまた別なんです、そういうことはないという御答弁だったと思うので、そうであれば、やっぱりこの議会への議案としては、やっぱりこの名称変更の条例改正1本で行くべきではないかなと思います、3回目ですかね、これ。

それだけ何度も議会で議論の場が与えられるということはいいかもかもしれませんが、ただ、必要のないプロセスを設けるといふのも、ちょっとどうなのかなと思います、その辺で議会にかけなきゃいけない明確な根拠があればと思ったんですが、特にそこはないような御答弁だったと思いますので、そこは今後検討していただきたいと思いますが、せっかくこうやって議案を出していただいたので、教育長はじめてなので、令和3年12月定例会で私はこの議案には反対しております。それ以前の学校統合についても反対はしておりますが、結局それはまた同じことを言わせていただきますが、要するに、この周防大島町でどういうふうな学校をつくっていくのか、単に人数が減ったから、生徒、児童数が減ったから学校数を減しますよという、そういう議論では、結局、将来町で1校とか、そういうことにならざるを得ませんよねということをお願いしたんですが、それは教育委員会としては、それは考えていないというか、できないという御答弁もありました。それは地理的な条件とか、そういうことで1校にすることはできないだろうと、であれば、人数ありきではないという御答弁もありました。そうであれば、やはりそこは複数校、人数によらない学校のあり方と、私はこの周防大島町でもっとこの地域の実情というか、特性を生かした教育環境をつくる、そういった学校を運営していくべきだろうと、そういう学校づくりをしていくべきだろうと思います。そのことが、ひいては児童、生徒数の減少、もっと言えば、定住対策とかそういうことも含めて、総合的に取り組んでいかなきゃいけないものだろうと考えておりますが、そうした議論をもうすぐにも始めなきゃいけない。人数が減ったから学校を減していきますよと、仕方ないだろうと、そういう議論ではなくて、もっとそういう消極的な議論ではなくて、もっと積極的な、この周防大島町の学校をどうしていくんだという、その議論を——これまでの御答弁ではやっていますよと言われてはいますが、そこが目に見えない。結果的に学校統合の議案が出てくると、だからそこを教育長代わられましたので、現時点でそういったことについて、10年後、20年後、周防大島町の学校をどういう学校をつくっていきたいか、具体的でなくてもいいんですけど、そこをどういうふうに取り組んでいくか、そこのお考えがあれば最後にちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....
午前11時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案説明資料にございます学校名の決め方についてなんですけれども、小学校統合準備委員会総務部会において応募のあったものの中から5候補を選定し、再度、東和地区の住民へのアンケートにより検討したのち、1候補を選定することとしたということでございますけれども、まずどれぐらいの応募があって、その5つを選んだ。その5つはそれぞれ何という名前であったのか。それで再度その5つをアンケートにより徴収したということなんですけれども、これは投票とかそういうふうなのを行ったのかどうか、それを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 吉村議員からの御質問でございますが、まず小学校統合準備委員会につきましては、学校の教職員、それから育友会の関係者、学校運営協議会、その他、有識者と言いますか、という方々で、実は21人で組織している小学校統合準備委員会でございます。校名の公募については、この小学校統合準備委員会の中には総務部会と教育部会という大きく2つに分けておりまして、校名だとか、それから校章、校歌等々、いろいろ業務はあるわけですが、そういったものについて協議・検討する部会でございます。

その総務部会において、まず校名については一般公募しようではないか。ただ、東和地区には学校が、小学校1校になってしまいますので、やっぱり東和地区の住民で、言い方はおかしいですが、我が町の学校については自分たちで学校名を決めたいという強い意見がございました。そういったところで、東和地区の地区住民を対象に令和4年3月の中旬にチラシと言いますか、そういったものを全戸配布いたしました。

それで、令和4年3月下旬にそれを締め切ったんですが、まず校名の案についてアンケートを取りました。それについて60件の28案がまず提出されました。それで、その後、この東和小学校だとか複数あったものが、実は4案だったんですが、その中でもトータル5案で、要するにアンケート調査というか、学校はどの名前がいいですかというのを取りたいという小学校統合準備委員の中で意見がございましたので、あともう1つについては小学校統合準備委員の中で話し合ってもらって、1つ選定して5案にして、アンケートを取りました。

まずこの5案の名称については、東和小学校、それからサザンセト小学校、それから城森小学校、それから森山小学校、それから森城小学校という5つの案でアンケート調査をいたしました。対象者にアンケートした結果、86.3%の方が東和小学校ということでしたので、小学校統合準備委員会の中で名称については周防大島町立東和小学校にしたいということになりました。そ

ういうことでアンケートを終了して、小学校統合準備委員会としての結果をまとめたというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。周防大島町立東和小学校が妥当ではあるんですが、サザンセット小学校も捨てがたいなという気持ちもあります。

以前、周防大島町立周防大島中学校の統合のときは、確か議案説明に5つの候補がしっかりと載せてあって、このような質問をせんでも済んだということがありますので、次はないと思うんですけども、もしこのような、幾つかの案から1つを選んだという際には、議案説明資料にそのような経緯を載せていただきたいという要望をして、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

以上で、議案第2号と議案第3号の質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第11．議案第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第4号財産の無償貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。

岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第4号財産の無償貸付けについて、補足説明をいたします。

本案は、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地利用につきまして、令和3年9月定例会で御議決をいただき、医療法人おかはら会に本館棟と特別教室棟とポンプ受電室及び跡地につきまして、令和3年10月から令和13年9月までの10年間無償貸付けをしております。また、特定非営利活動法人周防大島ふるさとづくりのん太の会、特定非営利活動法人島スクエアプラス、周防大島元気村、社会福祉法人さつき会、KASAHARAHONEY・しあわせみかん共同事業体に、実習室、ボイラー室・ポンプ室を含む温室及び跡地につきまして、令和3年10月から令和8年9月までの5年間無償貸付けをしているところでございます。

議案第4号資料の配置図を御覧願いたいと思います。昨年度、利用公募に申込みがありませんでしたボイラー室を含む温室1棟⑦と、温室作業室⑧及び跡地につきまして再度利用公募を行ったところ、1者からボイラー室を含む温室1棟⑦につきまして申込みをいただきましたので、選定委員会の審査を経て、地域振興の目的でその利用に沿って土地建物の無償貸付けを行うにあた

り、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けの内容につきましては、大下崇生氏にかんきつ類の栽培として、ボイラー室を含む温室1棟の⑦を無償貸付けしようとするものでございます。貸付期間でございますが、5年間の無償貸付期間の終期に合わせ、令和4年7月から令和8年9月までとしております。なお、電気・水道といった維持管理に必要な経費は負担していただくことにしております。また、このたび申込みがありませんでした温室作業室⑧につきましては、現在貸付けをしております団体等の中から追加で利用申込みの希望がありましたら貸付けを行う予定で考えておりますが、希望がない場合には再度募集を行う予定としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第4号、質疑はございませんか。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この相手方についてなんですが、ちょっと見かけたことのあるお名前なんで確認なんですけれども、職業について教えてください。

それと、再公募ということで、結果1者の応募だったということなんですが、これは応募があくまでも、これ令和4年3月の公募で応募があったということでよろしいのかどうか、御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの、2点ほど御質問をいただいております。1点目の相手方の身分というか職についてでございます。再任用職員となっております。次に、1回目の募集についてはこの令和4年1月6日から令和4年1月24日の間に行っております。その中に1人応募がありましたけれど、後に辞退がございました。そういったことを踏まえて、令和4年3月15日から令和4年4月5日の間に再度募集を行いました。その結果、今回の相手方の方から応募があったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 再任用職員が相手方ということで、ちょっと疑問というか、信じがたい議案なんですが、これ財産の無償貸付けということで、公共施設の財産を特別に議会の議決をもって無償貸付けをしようとする、それはいいんですけど、その相手方が公務員、町の職員ということは、これはもちろん農業施設ですので、そういった農業のことについての兼業の許可とかも与えているんでしょうけれど、その辺のどういう理由でというか根拠で与えてあるのかというところと、やっぱりこれは町民の財産を特別に無償で、本来だったら正当な対価をもって貸付けるといふのがあるべき姿、法に基づいた手法で、だけれど特別に議会の議決をもって無償で貸

付けますよというような、特別の利益を与えるわけです。

それを一般の町民の方であればまだしも、公務員、町の職員にそういった利益を与えるということについては、私はちょっと理解ができない。そこをどういうふうな理屈で、理論で可としたのか。議案として上がっている以上、執行部としてはそこはもう問題ないという判断だろうと思うんですが、私は大いに問題があると。

応募がないから再公募で、応募者がいないからということをやむなくという意味もあるのかもしれませんが、そうであれば私は、その特定の職員にこうした公の施設、公共財産を与えるのではなくて、そうであれば、もしその未利用を改善したいのであれば、応募者がいない。まずその応募者がいないというのを、この1回の再公募で結論づけるというのはあまりにも短絡的かなと。ほかにも努力はされているのかもしれませんが。

例えば、もっと何回も公募もしなきゃいけないと思いますし、その方法もいろんな媒体を使ってPRの努力をされたのか。ちょっと知人数人に聞いたところ、そんな話は知らないよという方もいらっしゃいますので、もう100%ですね、町民の方に情報が行き渡って、それでも誰も手を挙げていただけない上で、町の職員が応募したというのなら、心情的には理解できない面もなきにしもあらずですが、それでもやっぱりその場合には、一職員に与えるのではなく、町が責任を持ってそこを活用する手立てを考えるべきだと思います。

以前には温室栽培で今はもうやっていないだろうと思いますが、温室栽培で使ったとか、活用したとか、町が直営でやればいい話であって、こういうことを特定の職員に与えるというのは、私はこれをこの議会で執行部が職員にその特定の施設の公の財産の利益を与えるということを決めて、それでこの議会でそれを認める、特別に認めるということになれば、それはもうお手盛り以外の何物でもないと思いますが、一応、そこをクリアできる御答弁があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、再任用職員に対する施設の貸出しはおかしいのではないかというような御質問だったと思います。この施設につきましては、山口県と旧田布施農業高等学校大島分校にかかる県有の財産譲渡契約書というものがございます。その中に地域振興の、要は用途に供しなければならないというような記載がされております。その中には応募資格を制限する記載はございません。町といたしましてもそういったことを踏まえ、平成23年度の募集より法人、任意団体、個人を問わず、幅広く募集を行っております。その結果、再任用職員の応募があったというふうなことでございます。

それとちょっと田中議員からも御指摘がありましたけれど、地方公務員法の38条にございます営利目的に従事することの規定というか、許可というか、そういったこともございます。そう

いったこともクリアをされております。それともう1点、そういった応募がないのであれば、町が一括管理をして町で直営で管理をすべきではないかというような御意見であったらと思います。

やはりそうはいつでも、田布施農業高等学校大島分校のビニールハウス、ボイラー室等施設についてはある程度専門的な知識を持った方が管理運営をしていくべきであろうというふうに、私は考えております。そういったことで、今回の再任用職員は農業についてそれぞれいろんな知識を持って対応しておりますので、このたび採用をして、今回議案のほうに上程をさせていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員からの御指摘についてでありますけれども、私もその該当者の方があの地をお使いになるということ、報告は受けております。それで、もちろんそういった規定に抵触をしないということも、私は確認をしております。その該当する方も、かんきつをこれから——既にもう家のほうでつくっておられて、さらに新しい品種を作ったりとか、いろんなものを試してみたいというようなことで私も話を伺っているところであります。

それと、再任用職員ということでもありますので、原則線を引くならば、常勤の職員だったら、やはり公務員の規定に抵触をするというところがあるかと思っておりますけれども、もう既にそれは外れておられる方なので、そこは抵触をしないのではないかとということで、このお話をしっかりと前に進めてくださいというふうに私も受けておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、町長の御答弁でありましたけれど、確認なんですけれど、再任用職員、会計年度任用職員も含めて地方公務員法の適用はないというような御答弁だったんですが、それでいいのかどうか、御答弁お願いします。

それと、兼業の規定許可とかは与えていると、本人も専門性を持っているということなんですが、職員はあくまでも町の仕事に全力を挙げて取り組んでもらうべき立場にあります。それでもこういうことが悪いというんじゃないけれど、ただ公共の財産を特別に無償に貸し与えて、そういう利益を与えて活動してもらおうということが、さっきも言いましたけれど、町民全ての方がもう手を挙げないというのであればまだしも、その努力がされていない。周知も十分でない、公募も2回しかやられていない。ほかにもいらっしゃるかもしれない。使いたい、こういう施設がありますよ。無償で使えるというのがあれば、使いたいという方がいらっしゃるかもしれない。

そこをクリアした上でないと、いきなり1回公募をして誰もいないから、再任用職員に使わせると、公共施設をです。町民共有の財産を、県から委託を受けておるなら、県民共有の財産です。それを一公務員、一職員、一町の職員に与えるということは、どうしても理解できません

が、先ほどの御答弁ではちょっとその辺が、なぜ許されるのか。私、こんな話を聞いたのも見たのも初めてです。

もし仮に、どうしても議案として挙げているんだから、それでいいんだというんでしょうけれど、そうであれば、例えば新たに町民の方がここを使いたいという方が現れたときは、今、4年間の契約になっていますが、誰もいないから、町の再任用職員にやらせるというのであれば、もし新たに希望者が出てきたときには変わってもらうのか、その辺も御答弁を、御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御指摘の件でありますけれども、周知をしていない、周知してなくて職員にやらせようということではないと、私は聞いていますし、認識をしています。周知についても、度々、あの旧田布施農業高等学校大島分校の跡地については周知はしてあるということで、私は受け取っています。そうして周知はもちろんのことでありますし、そして時間内、例えばその該当の方がお仕事の時間内、例えば役場でのお仕事の時間内にこの旧田布施農業高等学校大島分校のこの地で別の仕事をするというんなら、これはだめだと思います。その自分の勤務の時間外、例えばその時間外でこの旧田布施農業高等学校大島分校の跡地を活用してもらうというのはできるというふうに私は思っておりますので、確かに公務員の役割というものがあります。それはでも時間で契約をしておりますから、その時間内の契約においては役場の仕事をしっかりとしてもらうというのは大前提、原則であって、それ以外の時間で、私はこのかんきつの生産、研究をされるというふうに私は認識をしております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 今、町長が答弁したことについて、ちょっとだけ補足をさせていただきたいと思います。町長もちょっと触れられましたけれど、この再任用職員っていうのはやっぱり地方公務員法の適用を受けるということになっておりますので、そこは明確にしておきたいと思います。

当然、地方公務員法の38条に規定する営利企業等に従事する方に関しては、様々な要件を具備した上で、法の精神に反しない限り許可することができるということがありますので、そういったことも踏まえた上で、町のほうで許可をしておりますので、申し上げます。

○議長（荒川 政義君） いいですか、田中議員。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 今の件で、ちょっと私も反対とかいう、そういうあれじゃなくて、お尋ねしたいんですが、分からない部分があるんですが、無償貸付けという中で、県からそういった地域振興に使おうと、当然いいことなんだろうと思うんですが、今回7件目ですか。そして

それぞれがそれぞれで運営をしてということでやっておるんだらうと思うんですけど、その1年なら1年後の運営の締めというんですか、そういったものの検証とかいうのはあれでしょうか、町ではやっておられるんですか。

ちょっとごめんなさい、私の勉強不足で、そこら辺よく分からないんですけど。やっぱり大事なのは個人であろうと会社であろうと、やはり無償貸付けするということはしっかりそこまで見ていくべきだろうと思いますし、やっぱりそれも当然町民も見ておるわけですので、そこらあたりはどうなのかなと思いましたので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員からの、現在の施設の管理状況とか、そういった検証という広い意味での御質問だったと思います。当然、契約によって、その契約書の中に適正な管理をなさいよとか、そういったそれぞれ文言が記載されております。やはりそういったところを担当も定期的に出向いて、もし適正に管理をされずに草が生えていたり、そういったことが見受けられるようであれば、その方に適正に管理をしてほしいというような指導は行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。安心しました。ぜひとも、今、実地調査をされているということですので、しっかりやっぱり誰が見てもおかしくないように、やっていただけたらと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） すいません、ちょっと逆になってしまうんですけど。私、昨年、山根議員と白鳥議員と一緒に現地を見させていただきまして、そのとき率直に思って、非常にもったいないなど、全然活用されていないという印象があったんです。その後こういう感じで、すごくたくさん活用され始めて、私としては今、ここはミカンの島と言われているんですけど、非常にミカンの収量が落ちてきています。ずーっと毎年毎年右肩下がり落ちていきます。だから身分に関係なく、私としては作れる人はどんどん作っていただきたいという立場でございます。ぜひとも今後とも、やっぱりこういった身分に関係なく、本当にどんどん手を挙げていただいて、空いている土地、空いている設備があれば、どんどん作っていただければと思っております。

すいません、要望になりました。すいません。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 岡崎議員から御要望ないし御意見のほうをいただきました。今回、相手方につきましては、要は周防大島町はミカンの特産の島であるというふうな認識をすごく強

く持っておられる方で、やはりそのミカン以外に、例えばグレープフルーツとかスウィーティーとか、いろんな品種のかんきつ類を栽培することで周防大島町の新たな特産品をまた見出して、なおかつ周防大島町の全体を、ミカンにこだわらずいろんな品種を試してみたいというような強い要望等もありましたので、そういったことも採用する1つの要件として、私どももその方をお願いするようなことになったと感じております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、6月22日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時17分散会
